

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0428第4号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査方法が追加されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■測定方法が追加された検査項目

「保医発0428第4号」

適用日 平成29年5月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
25-ヒドロキシ ビタミンD	400点	生化学 的検査(I) 144点	「D007-57」 1,25-ジヒドロキシ ビタミンD3	ア. 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD3の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、 <u>CLIA法</u> 又は <u>CLEIA法</u> により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

※ 下線部が追加されました。